

令和８年度 紫波町休日学校部活動地域展開モデルクラブ事業 実施要領

本実施要領は、紫波町における中学生のスポーツ及び文化活動の機会を将来にわたり安定的かつ継続的に確保するため、休日部活動の地域展開に係るモデルクラブ事業を試行的に実施するにあたり、必要な事項を定めるものである。

１ 事業目的

本町における中学生の運動・文化活動の機会を将来にわたって安定的・継続的に実施することができるよう、休日部活動の地域展開に関するモデル事業を実施し、その成果を検証しながら、多様な生徒の活動機会確保の一助とすることを目的とする。

２ 実施期間

令和８年１０月から令和９年２月までとする。

３ 事業内容

（１）事業対象団体（地域クラブ活動）

国が示す地域クラブ活動の考え方を踏まえ、休日に社会教育活動として、教員（顧問）が常時関与しない形で部活動種目の活動が可能な団体、又は部活動種目以外の新たな活動（ニュースポーツ、文化芸術活動等）が可能な団体とする。

（２）事務手続及びモデル団体の決定

モデル事業に取り組む団体(以下「モデル団体」という。)は、「紫波町休日学校部活動地域展開モデルクラブ事業実施申請書」（様式）を教育委員会に提出するものとする。

教育委員会は、文部科学省「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和７年１２月）の趣旨を踏まえ、別紙「紫波町休日学校部活動地域展開モデルクラブ事業モデル団体認定要件」に基づき、活動内容、指導体制、安全確保体制、運営体制及び学校との連携状況等について、提出された申請書の内容が当該要件を満たしているかを確認するものとする。教育委員会は、申請内容が本事業の趣旨に適合し、かつ前項の要件を満たしていると認められる場合は、モデル事業の対象団体として決定する。

なお、当該要件については、モデル事業の実施状況を踏まえ、その妥当性及び運用上の課題について検証を行うものとする。また、教育委員会は、必要に応じて追加資料の提出を求め、又はヒアリング等を実施することができる。

（３）経費の取扱い

活動に要する経費については、団体の自主的な運営によるものとする。なお、活動の運営に必要な経費について参加生徒から会費等を徴収する場合は、活動の実施に必要な実費の範囲内とすること。

なお、活動中の事故等に備え、生徒は傷害保険等に必ず加入すること。また、団体においても必要に応じて賠償責任保険等の加入に努めること。

(4) モデル事業の実施形態

- ア 活動は、原則として土曜日又は日曜日のいずれか1日に実施する。
- イ 活動時間は1日3時間以内を目安とする。
- ウ 平日の学校部活動との連携及び役割分担に配慮する。
- エ 活動場所は、学校施設のほか、社会教育施設、体育施設等を活用することができる。

【参考】モデルクラブイメージ

	月	火	水	木	金	土	日
活 動	平日の学校部活動					原則どちらか1日（3時間以内）	
指 導 者	教職員					外部指導者 ※教職員の兼職兼業	
位 置 付 け	学校教育活動の一環					社会教育活動	
運 営 主 体	各中学校					既存の民間団体やスポーツ少年団等	
保 険	学校管理下の傷害保険 ※スポーツ振興センター災害共済給付					一般のスポーツ保険等 ※必ず加入すること	
活 動 場 所	学校施設					学校施設、社会教育・体育施設	

(5) 活動報告

モデル団体は、本事業の検証及び情報共有を図るため、活動報告書を教育委員会に提出するとともに、紫波町地域展開推進協議会への参加に努めるものとする。

(6) 指導者について

本事業における指導者は、モデル団体が指名するものとし、教育委員会による紹介や調整は行わない。

- ア 指導者は、当該活動に関する経験又は知識を有し、生徒の健全育成に理解のある者とする。
- イ 暴言、暴力、行き過ぎた指導及びハラスメントの防止に努めるとともに、安全配慮を徹底すること。
- ウ 指導者の資質向上を図るため、教育委員会は、必要に応じて独自に研修機会（コンプライアンス、児童生徒の安全配慮等）を設定する。
- エ 指導者は、生徒の心身の状況や発達段階に配慮し、適切な生徒指導及び安全配慮に努めるものとする。
- オ 活動において生徒指導上の課題や事故等が生じた場合は、モデル団体は速やかに教育委員会へ報告するものとする。
- カ 教育委員会は、当該報告を受けた場合、必要に応じて学校及び関係機関と連携を図りながら、その解決に努めるものとする。

4 留意事項

- (1) モデル団体は、日常の活動において学校との情報共有及び連携に努めること。
- (2) 学校の教員が指導者として関わる場合は、所属長の承認の上、兼職兼業の手続を適切に行うこと。
- (3) 活動中の事故等に備え、団体において適切な保険に加入すること。
- (4) 本事業は試行的実施であり、実施状況に応じて内容を見直す場合がある。

5 モデルクラブ事業推進スケジュール

時期	主体（誰が）	対象（誰に）	主な働きかけ・内容	目的・確認事項
7月下旬 ～ 9月上旬	教育委員会	応募希望団体等	モデル事業説明会	モデル事業周知
	教育委員会	応募団体	公募受付・ヒアリング・審査	モデル団体選定
9月中旬 ～下旬	モデル団体	生徒・保護者	参加募集、活動説明	参加希望把握
	教育委員会	モデル団体	運営計画確認、保険加入確認	安全・運営体制整備
	教育委員会	指導者	指導者研修実施	指導の質確保
10～2月	教育委員会	推進協議会	選定結果報告	選定の透明性確保
	モデル団体	生徒	クラブ活動実施	活動機会確保
	教育委員会	モデル団体	状況把握、必要な助言	安定運営支援
	モデル団体	教育委員会	活動状況報告・課題共有	課題の早期把握
随時	教育委員会	学校	情報共有、連携調整	生徒指導面の連携
12～2月	教育委員会	推進協議会	中間整理・課題協議	改善方向整理
2～3月	モデル団体	教育委員会	活動報告書提出	成果検証
	教育委員会	推進協議会・学校	成果共有・今後の方向検討	次年度方針検討

(様式 1)

令和〇年度 紫波町休日学校部活動地域展開モデルクラブ事業 実施申請書

申請日：令和 年 月 日

紫波町教育委員会 様

申請者

下記のとおり、申請します。

記

1	団体名	
2	地域クラブ活動の名称	
3	代表者氏名	
4	住所又は所在地、連絡先	〒 TEL : E-mail :
5	活動種目	
6	活動のねらい・方針・内容	
7	指導者（資格・経験等）	
8	募集対象者	☐ 小学生未満 ☐ 小学生 ☐ 中学生 ☐ 高校生 ☐ 成人
9	募集定員(予定)	約 名
10	募集対象区域（エリア）	
11	活動日時	活動日： ※活動頻度（月〇回程度） 活動時間：
12	主な活動場所	
13	保険加入状況（必須）	加入保険名： 保険料負担方法（個人／会費／その他）
14	参加費等	参加費： 円／月額・年額 その他： 円／年
15	安全管理・リスク対応	事故発生時の連絡体制・対応方法
16	添付書類	① 団体の規約又は会則等（有・無） ② 地域クラブ活動の活動計画書（有・無） ③ 指導者資格確認書類（有・無） ④ 宣誓書（モデル団体用 及び 指導者用）
17	確認事項	活動情報の公表への同意（はい・いいえ）
18	検証協力	本事業の検証に係るアンケート、ヒアリング等への協力 （はい・いいえ）

(様式2)

宣誓書（モデル団体用）

令和 年 月 日

紫波町教育委員会 様

団体名： _____

代表者名： _____

当団体は、紫波町休日学校部活動地域展開モデルクラブ事業の趣旨を理解し、以下の事項を確認・遵守することを誓約します。

（各項目を確認の上、□に✓を記入してください）

-
- ☐ 本事業の目的を理解し、生徒の健全育成及び多様な活動機会の確保に資する活動を行います。
 - ☐ 活動は原則として土曜日又は日曜日のいずれか1日とし、1日3時間以内を目安として実施します。
 - ☐ 活動に係る費用は実費の範囲内とし、適切かつ低廉な設定に努め、保護者へ事前に説明します。
 - ☐ 教育委員会が実施する研修に積極的に参加し、資質向上に努めます。
 - ☐ 指導者及び関係者による暴言、暴力、ハラスメント等の不適切な指導を行いません。
 - ☐ 生徒の安全確保を最優先とし、事故防止及び緊急時対応に努めます。
 - ☐ 生徒の傷害保険加入を徹底するとともに、必要に応じて団体として賠償責任保険等に参加します。
 - ☐ 団体の責任体制及び連絡体制を明確にし、適切な運営を行います。
 - ☐ 学校との情報共有及び連携に努めます。
 - ☐ 活動状況の報告、アンケート及びヒアリング等、本事業の検証に協力します。
 - ☐ 問題や事故が発生した場合は、速やかに教育委員会へ報告します。

上記のすべての事項について確認の上、遵守することを誓約します。

署名： _____

(様式3)

宣誓書（指導者用）

令和 年 月 日

紫波町教育委員会 様

氏名： _____

住所： _____

私は、紫波町休日学校部活動地域展開モデルクラブ事業の指導者として、以下の事項を確認・遵守することを誓約します。

（各項目を確認の上、□に✓を記入してください）

-
- ☐ 生徒の人格を尊重し、安心・安全な指導を行います。
 - ☐ 暴言、暴力、威圧的指導、ハラスメント行為は一切行いません。
 - ☐ 生徒の心身の状況や発達段階に配慮した指導を行います。
 - ☐ 活動は原則として土日いずれか1日、1日3時間以内を目安とする方針を遵守します。
 - ☐ 事故防止に努め、緊急時には適切に対応します。
 - ☐ 指導に関して知り得た個人情報を適切に管理します。
 - ☐ 教育委員会が実施する研修に積極的に参加し、資質向上に努めます。
 - ☐ 学校及びモデル団体と連携し、適切な指導体制の確保に努めます。
 - ☐ 問題や事故が発生した場合は、速やかに報告します。

上記のすべての事項について確認の上、遵守することを誓約します。

署名： _____

本要件は、文部科学省「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月）の趣旨を踏まえ、紫波町休日学校部活動地域展開モデルクラブ事業の実施に当たり、地域クラブ活動として望ましい運営の在り方を確認するとともに、将来的な制度設計の検討に資するため試行的に定めるものである。要件は、次のとおりとする。

- 1 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与すること。
 - (1) 学校部活動が担ってきた教育的意義を踏まえ、生徒の健全育成に資する活動であること。
 - (2) 生徒が自主的・自発的に参加できるスポーツ・文化芸術活動の機会の確保に寄与すること。
 - (3) 競技成績のみを過度に追求するものとならないこと。
- 2 適切な活動時間や休養日が設定されていること。
 - (1) 活動は、原則として土曜日、日曜日のいずれか1日に実施すること。
 - (2) 活動時間は、準備及び片付けを含め1日3時間以内を目安とすること。
 - (3) 生徒の心身の負担に配慮した活動計画とすること。
- 3 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。
 - (1) 活動に要する経費は、団体の自主的な運営によるものとする。
 - (2) 参加生徒から会費等を徴収する場合は、活動の実施に必要な実費の範囲内とすること。
 - (3) 参加費等については、保護者に対し事前に説明し理解を得るよう努めること。
- 4 適切な指導の実施体制が確保されていること。
 - (1) 指導者は、当該活動に関する経験又は知識を有し、生徒の健全育成に理解のある者とする。
 - (2) 暴言、暴力、ハラスメント等の不適切な指導の防止に努めること。
 - (3) 教育委員会等が実施する研修への参加に努めること。
- 5 適切な安全確保の体制が確保されていること。
 - (1) 参加生徒は、活動中の事故等に備え傷害保険等に必ず加入すること。
 - (2) 保険料は参加生徒の自己負担とする。
 - (3) 事故防止のため、施設・用具の安全確認、健康管理及び緊急時対応体制の整備に努めること。
- 6 適切な運営体制が確保されていること。
 - (1) 団体の責任者及び連絡体制を明確にすること。
 - (2) 活動計画及び収支の状況について、関係者に適切に説明できる体制を整えること。
 - (3) 営利を主たる目的とした活動とならないよう配慮すること。
- 7 学校等との連携が適切に行われていること。
 - (1) 活動方針、活動日時、活動場所等について学校との情報共有に努めること。
 - (2) 生徒の過度な負担とならないよう学校部活動との役割分担に配慮すること。
- 8 モデル団体は、教育委員会が実施する活動状況の把握、アンケート、ヒアリング等の検証に協力すること。